



安倍靖国参拝違憲訴訟の会

東京ニュース

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

fax : 03-3207-1273

e-mail : noyasukuni2013@gmail.com HP : http://homepage3.nifty.com/seikyobunri/

郵便振替口座:00170-2-291619 (加入者名: 安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京)

第1回口頭弁論 (9月22日) 傍聴に集まろう!



▲…7月10日、靖国神社は合祀取消しを求める韓国人遺族を門前払いした (5ページ記事参照)

8月15日、安倍首相は靖国神社を参拝することはなかったが、「国のために尊い犠牲となられたご英霊の御霊に、尊崇の念をもって慎んで哀悼の誠をささげてほしい。揺るぎない恒久平和をしっかりと誓ってほしい」とのメッセージを添えて特別補佐を参拝させ、「自民党総裁」として玉串料を奉納。閣僚としては新藤総務相と古屋国家公安委員長、稲田行政改革担当相の3人が参拝し、衆参両院議員84人が集団参拝した。靖国は今年も、醜悪なコスプレに象徴されるような、右派の祝祭空間になっていたようだ。

この8月、私は、例年通り「平和の灯を!ヤスクニの闇へ キャンドル行動」と「8.15反『靖国』行動」のデモに参加した。年々ひどくはなっていることだが、ふたつのデモは、ともに激しい右翼の妨害に見舞われた。しかし、彼らがデモ隊に対して浴びせる罵声のなかに含まれている、「死者を冒瀆している」とか「遺族の心を踏みにじっている」という言いがかりについては、あらためて考えてみるところがあった。

もちろん、街宣カーの大音量や、車を降りて襲いかかってくる右翼暴力団たちが、ほんとうのところそうした「遺族」の心情を慮っているなどとはとても思えない。彼らが言うところの死者とは、せいぜいが観念の中で肥大化させた美しい「英霊」でしかないだろう。それと自分を一体化して陶醉しているだけだ。彼らにとって、それ以外の死者など存在しない。しかし一般的に言って、むしろ「それ以外の死者」にこそ連なっているはずの人びとにおいても、国のために死んだ人を国が祀るのは当然だ、という「素朴

な感情」が広く共有されていることは確かであり、安倍はあたかもそれを代表するような顔つきで靖国を参拝したのだった。

人が親しい死者を追悼するのは当然の感情とはいえ、国がそれに関与することは許されないし、たとえ個人であっても、靖国神社をそうした追悼の場とすることは間違いだと個人的には考える。靖国神社がかつての植民地支配と侵略戦争を肯定する歴史観に立っているという問題ももちろんあるが、戦後においても日本国家の特別な援助を受け続けてきた靖国神社という存在自体が、政教分離の破壊という戦後の現実を示し続けてきたのではなかったのか。本来それは国家神道とともに解体されて当然だったはずなのに、戦後「一宗教法人」に衣替えして生き延びることで、実質的に国家が死者を独占することを保証するシステムを残してしまった。自己の「教義」に居直り、死者を天皇制国家のための死者として囲い込み「慰霊・顕彰」する靖国神社は、新たな戦争に向けて「国民動員」をもくろむ安倍首相にとって、確かに無二の存在であるだろう。

私は今回初めて靖国訴訟の原告に加えさせていただいたのだが、この訴訟が安倍の靖国参拝を「戦争準備行為」と明確に位置づけて批判していることとともに、安倍や国と並んで靖国神社をも被告として提訴していることに、大きな意義を感じている。安倍の靖国参拝が、新たな戦争のための死者の利用であり、「国民」の動員と教化のためのものであること、靖国神社が「信教の自由」などとうそぶいて逃げを打つのを許さない。法廷がそういったことの追求の場となるだろうことを期待し、「楽しみ」にもしている。それが、戦争の死者にたいする「素朴な感情」を掘り崩していく現実的な力になるにちがいないと確信している。

*

この、安倍靖国参拝違憲訴訟の、東京での第1回口頭弁論の期日が確定した。9月22日(月)午後2時～/東京地方裁判所103号法廷。

従来の靖国関連訴訟では、神社本庁関係者による、組織的な傍聴動員が行われているという。それに負けず、訴訟支援のためにも、原告の皆さんはもちろん、多くの方の積極的な傍聴参加を呼びかけたい。傍聴の抽選は1時30分頃に行われる予定だ。傍聴参加希望の方は、それに合わせておいでいただきたい。また、弁論のあと、報告集会も引き続きもたれる。こちらへもぜひご参加を!

S・K (事務局)



裁判はこういう風に 進みます

F・T ●弁護団

9月22日(月)、14時から、安倍靖国参拝違憲東京訴訟の第1回口頭弁論期日があります。

第1回口頭弁論期日は、まず、我々原告が作成した「訴状」と、それに対する被告の「答弁書」が提出されます。本来、裁判は、「口頭」弁論という名前がついているように口頭で行うことを原則としていますが、通常の裁判では、それぞれの主張を全て読み上げるわけではなく、「書面を陳述します」と言うだけで終わってしまいます。ですので、傍聴している人にとっては、一体どのような主張がやり取りされているのかわかりません。そのため、我々弁護団は、弁護士の口から、訴状の内容をわかりやすく口頭で説明する時間をとっています。それに対して、被告である国や安倍、靖国神社の代理人の弁護士は、おそらく「陳述します」とだけ言って終わりにしてしまうと思います。ですので、被告らの主張内容は、報告集会で、弁護団から説明させていただきます。

我々が提出した書面の説明が終わったら、次は、原告本人の意見陳述を行います。弁護団と原告団の相談で決めた2名の原告に、裁判に立ち上がった理由、安倍の参拝によってどのような精神的苦痛を受けているのか、安倍の参拝行為がなぜ許せないのかということなどについて、ご自分の思いをご自分の言葉で語っていただくこととなります。この意見陳述は、裁判官にこの裁判の意義と、原告の思いを理解してもらうために極めて重要な手続きです。毎回の期日でこれを行うことによって、裁判官を我々が「教育」し、原告らの主張の正当性を理解してもらえるようにする必要があります。そのためには、毎回、意見陳述を行っていただく原告の方のご協力をお願いしたいと思います。

このように、提出した書面の陳述と原告の意見陳述によって、口頭弁論期日が進行していきます。我々が訴状で行った主張は、概略的な主張であって、詳細な主張はまだ行っていません。そのため、今後、それぞれの論点について、詳細な主張を証拠に基づいて綿密に行っていくことが必要になります。そのような主張を行うたびに、このような口頭弁論期日を開き、弁護団による主張の説明と、原告の意見陳述を行います。このように、しばらくは、書面による主張のやり取りが続きます。

双方の主張が大分出揃った時点で、原告の個別の部分

についての「立証」に入っていきます。それぞれの原告の方について、どのような精神的苦痛を被っているのかを明らかにしていきます。その「立証」の方法としては、テレビドラマなどでよく見るように、「証人尋問」によって行います。原告の方に、裁判官の前で弁護士の質問に答えていただく形で発言してもらい、自分の思いを語っていただきます、全ての原告について行うわけではありませんが、なるべく多くの方に証言台に立ってもらいたいと思います。しかし、限られた証人尋問の時間で原告の思いを全て語れるわけではありませんから、その前段階として、「陳述書」という、自分の思いを文章にして記したものをあらかじめ提出します。この陳述書の作成については、原告の方と弁護士とで綿密な打合せを行い、じっくりと作成していくこととなります。ですので、原告の方には、何度か面談の上、お話を聞かせていただくことがあると思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

場合によっては、被告の側の人間も証人として呼び出して、話を聞くことになるかもしれません。弁護団としては、ぜひ、安倍晋三本人を法廷に引きずり出して、証人尋問を行いたいと考えています。

このように、それぞれの証人尋問まで全て終えた時点で、裁判は終了し、あとは判決を待つだけということになります。

裁判は、このような手続きで進みますが、皆さんにぜひお願いしたいことは、ぜひ、毎回の期日に参加していただきたいということです。おそらく、国や靖国神社の代理人は、毎回大人数で被告席を埋め尽くしますので、我々もそれに負けないように原告席を埋め尽くし、裁判官に熱意をアピールする必要があります。さらに、傍聴席も靖国神社の関係者に占領されないように、我々で埋め尽くしたいところです。

裁判は、弁護団だけで行うことは出来ません。裁判官の心を動かすのは、我々弁護団ではなく、原告の訴えです。毎回の裁判に足を運ぶことは、大変難しいと思いますが原告と弁護団、そして支援者の方々の力でこの裁判を勝ち抜いていくことが必要になりますので、ぜひ、お力添えをお願いいたします。

安倍首相の違憲行為（政教分離、平和的生存権）について熱く討議——政教分離訴訟全国交流集会（金沢）

S・C ●原告団長

■全国各地から元気な顔

8月1日、2日、第27回「政教分離集会」が石川県教育会館（金沢市）で開かれた。安倍の靖国参拝に違憲訴訟を行っている大阪、東京のほか、山口、四国、沖縄、北海道と、全国から30数名が元気な顔を見せた。

14時からシンポジウム「安倍首相靖国参拝違憲訴訟の勝利に向けて」。大阪、東京から、4人の弁護士がZ・Mさんの司会で語り合う。大阪は「小泉靖国参拝訴訟」で、大阪高裁で「違憲」の判断を得ているので、今回の訴訟は「平和的生存権」をメインにするという姿勢。東京は、地裁も高裁も違憲判断をしていない（合憲とはいっていない）。当然、まず、参拝の違憲性を問うわけで、多少、差がある。東京は、安倍訴訟のほかに、ノーハブサ第2次訴訟も抱えておりその説明もおこなった。なお、大阪では、先日第一回口頭弁論が行われたが、被告側は、安倍首相の靖国参拝は「私的参拝」だと言っている。

話し合いでは、大阪高裁で違憲判断を勝ち取ったのは、台湾人原告の思いで、それが裁判官に伝わったという意見も出たが、政教分離裁判でいい判決を勝ち取れるかどうかは、裁判官にかかっている。よき裁判官が、自分の最後の裁判の時、いい判決を残すことがあるというK弁護士からの発言もあった。後の懇親会でもこの話は続き、大阪だけでなく、どの裁判でも、弁護士も原告も、懸命に闘った、わが東京は、地裁も高裁も、エリート候補出世街道の裁判官ばかり。厳しい環境にあると言えそうだが、声を上げないわけにはいかないではないか。

夕方、同じ会場で懇親会があった。おなじみの顔が多いが、わが東京は事務局も、弁護士の多くもフレッシュメンバー。原告だけが相変わらずの爺婆で（申し訳ありません）、若い原告を増やしたいものだと思う。

■侵略戦争賛美の碑に驚き

二日目は、朝からフィールドワーク。まず、金沢で処刑された韓国抗日運動家・ユンボンギル（尹奉吉）の記念碑と埋葬碑を見る。ユンは、韓国の独立運動家。1932年第一次上海事変の戦勝祝賀会（上海で）の時、爆弾を投げ込み日本軍の首脳を殺傷し、日本に連れてこられて、この金沢で銃殺される。韓国では「義士」として尊敬され、1992年大韓国民団などの手で、石川県戦没者墓地の一隅に記念碑建立。しかし、石川県の心ある日本人

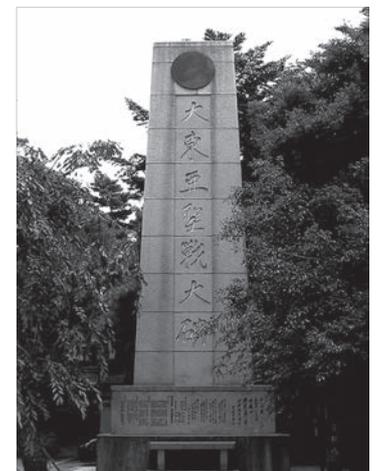
は、ユンが「暗葬」されたところにも証をつくるべきだと考えここにも碑をつくった。暗葬の地は山を下ったじめじめした場所で、要するに陸軍墓地の下の通路。ここを嫌い、高台に碑をつくった韓国の方の気持ちもわかるし、また、こんなところに捨てられたのだ、その歴史を残そうという金沢の人々の気持ちもわかり頭が下がる思いがした。

二つの碑を見た後、石川護国神社に向かい「大東亜聖戦大碑」を見る。2000年にこの碑ができたことに驚いた石川県の人々は、翌年「聖戦大碑の撤去を求め、戦争の美化を許さない石川県民の会」をつくり毎年集会を行うなど運動を続けている。

まあ、大きな立派な碑！ 総工費一億円！ 400余の団体、2300余の個人から6000万円が寄付され、残りは実行委員長の中田という人（「日本をまもる会」会長）が寄付したというのだが。寄付団体の名前が刻印してあるが、沖縄の「鉄血勤皇隊」「ひめゆり学徒隊」や韓国の方の名前（特攻で死んだ韓国の青年）などがある。実はこれは、無断刻銘で、沖縄の新聞（沖縄タイムス・琉球新報）がすぐ問題にして大きく報じ、無断刻銘削除の運動も進められているのだが、うまくいっていない。本当に驚いた碑だった。

この日の午後、「大東亜聖戦大碑」の撤去を求める集会（第14回）が開かれ、政教分離集会の参加者も加わった。参加60数名。この模様を詳しく伝えるスペースはもうないが「要求の実現は困難でも、声を上げ続けることが大切」という石川県の人々に心から共感した。

碑の裏には「八紘為宇」と刻まれている。毎年8月この前で「大東亜聖戦祭」が開かれるが、北国新聞社、テレビ金沢、エフエム石川という地元メディアがこぞって後援している。



関西靖国参拝違憲訴訟口頭弁論・「傍聴」記

原告（二次）A・K

*一足先に始まった関西の安倍靖国参拝違憲訴訟・第1回口頭弁論は、7月28日（月）10時より大阪地裁202号法廷で行われました。傍聴のために地裁に行かれたA・Kさんの報告です。

2014年7月28日。大阪地裁での第1回口頭弁論が行われました。これは、私が傍聴のために地裁へと向かったときのことを書いたものです。

*

「なぜ靖国問題の訴訟に関わるのか。」

地裁へと向かう道中、私は自らに問いかけ続けていました。それは以前、知人に投げかけられた問いでした。そのとき私は何と答えたのか。きちんと答えられたのだろうか。記憶を辿りながら、うだるような暑さのなかを歩いていました。

安倍政権への批判のために。戦争のない「平和」な未来のために。大学院で学んだ歴史学を実践するために。動機はひとつではなく複雑に絡み合っています。安倍による靖国神社への公式参拝は、私にとって非常に不快な出来事でした。日本の加害行為を否定する言動や、「殉国」を積極的に肯定するような参拝行為からは、戦争の臭いがしてなりません。特に集団的自衛権行使容認の閣議決定以後、その異臭は強くなったように感じます。戦後生まれの私が感じるその臭いは、戦争体験の手記などから知ったものです。それが今、日常の生活のなかでもリアルな危機感と共に、感じられるようになってきていると思います。大学院で学問として学んだ戦争は、決して華々しいものではなかったし、そこで亡くなっていった人びとの声は壮絶で悲惨でした。兵士、女性、アジアの人、連合国の人。年齢や民族、国籍を越えて語られてきた戦争の体験。それらの手記に共通していたのは、「平和」な社会を求める声でした。顔も知らない人びとのその声は、紛れもなく戦後世代の私に語られたものでもありました。暑い日中、汗を流しながらわざわざ地裁へと向かう理由のひとつには、そうした声を無視できないという気持ちが少なからずありました。戦争の臭いを実際にかぐことのないように。自分の子供や孫の世代にも「平和」が続いているように。その願いを繋ぐための方法のひとつとして、訴訟に関わっていきたいのです。

私が地裁に到着したときには、既にたくさんの人が傍聴の抽選券を片手に、玄関前で待っていました。その人ごみのなかに友人たちの顔を見つけ、ようやく安心できました。初めての裁判でこれほど多くの傍聴希望者がいることに、知らず知らずのうちに緊張していたのだと思います。大学で机を並べている友人が意見陳述をするということで、必ず傍聴したいと思いながら私も人ごみのなかに入っていました。傍聴するだけで緊張していた私とは違い、意見陳述する本人がいつも通りにこやかに笑っていたのには、非常に心強い印象を受けました。残念ながら抽選に外れ、私

を含めて大学の友人たち全員が傍聴できませんでした。しかし、それでも「まあ今回はいいか」と思ったのは、「彼に任せていれば大丈夫だろう」という安心感があったからでしょう。

最後に、その後の報告会の際にW弁護士が、「平和」とはなにかということを主張していく必要がある、と述べられたことに関して、少しだけ触れたいと思います。確かに、「平和」とは当然のことのようで、実に曖昧な概念です。これを自分たちのなかで定義づけることは必要不可欠なことでしょう。では私はどうでしょうか。先に、私が訴訟に関わる理由は「平和」を求めるからだと触れましたが、その「平和」とはどのようなものなのでしょうか。戦争が勃発することをもって、「平和」の崩壊というのでしょうか。それは違うと思います。友人たちとの他愛もない会話が、これからも続くのだと思えること。大切な人たちの幸福を願えること。自分がいずれ母となることを、何の不安もなく夢見ることができること。そして、嫌なことを「嫌だ」と主張しても、不当な誹謗中傷を受けないこと。これらが私の思い描く「平和」な社会の要件です。これらは当り前のことにもかかわらず、全て安倍の靖国参拝によって侵害されています。それを主張していくことは必要不可欠なことです。

私に「なぜ訴訟に関わるのか」と尋ねた知人に、今日の感想を伝えよう、自分の考える「平和」は既に脅かされているんだよ、と伝えてみよう。知人はどんな顔をするだろうか。嫌な顔をするだろうか、困り顔になるだろうか。それでも、訴訟に興味のない知人に話すということもまた、願いを繋げるひとつの方法なのだと思います。その日は地裁を後にしました。



▲…靖国違憲訴訟・関西、大阪地裁に提訴（4月11日）



ノー!ハブサ第2次訴訟 第1回口頭弁論・報告

Y・N ●ノー!ハブサ・合祀絶止訴訟事務局長

7月9日、ノー!ハブサ第2次訴訟第1回口頭弁論が東京地裁103号法廷で開かれました。韓国からは原告のN・Yさん、P・Nさん、そして、太平洋戦争被害者補償推進協議会から共同代表で第1次訴訟原告のI・Hさん、執行委員長のK・Mさん、民族問題研究所対外協力チーム長のK・Yさんの5名が参加されました。

午後3時10分の傍聴券抽選には100人をはるかに越える傍聴希望者が詰めかけました。ここでハブニングが起りました。裁判所からは原告側に10枚、被告靖国神社側に3枚の特別傍聴券を事前交付していたのですが、裁判所がその数を差し引かずに出選を出してしまい傍聴券が足りなくなってしまったのです。急遽裁判所はパイプイスを出してきて当選者を全員法廷に入れました。管理の厳しい東京地方裁判所、高等裁判所で、定員を越えて傍聴者を法廷に入れることは極めてまれなことです。おかげで、ノー!ハブサの支援者はほぼ全員が傍聴に入ることができました。

裁判の冒頭に原告の意見陳述が行われました。N・Yさんは「私は2012年、兄が亡くなったニューギニアに行ってきました。こんなにも遠くまで、兄が連れられて来て苦勞し、故郷に戻れないまま悔しく死んだことを考えると、胸が詰まりました。遺骨も探せませんでしたが、その地のどこかで兄の魂が彷徨っているようでした。端正に素朴な祭壇を整え、真心から酒を一杯注ぎ、兄の名を大声を張り上げて呼んでみましたが、返事はなく静かな沈黙が漂うだけでした。裁判長様! 私はその日、現場で兄の名前を必ず靖国神社から取り外さなければならないと、心の底で決意しました。そして何時の日か、必ず再び兄に会いたいと思います。そして異郷の地で、訪ねる人もなく埋もれている兄の遺骨を、必ずや探し出して恨みを晴らし、亡き両親の墓の前に、碑石一つでも建てたいのです。また、強制的に合祀された靖国神社から、絶対に兄の名を取り外し、解放させて上げたいのです」と訴えました。

P・Nさんは「私は父が合祀されているという事実を知り、靖国神社に二度行きました。ところが神社側では遺族を門前払いして、なぜ私の父を合祀しているのか理解できません。父の名を靖国神社から取り出せば、私が日本に来る理由もなく、来いと言われても来ないでしょう。わが家には家族墓地があります。ところが父の遺骨も探せなかったし、今は靖国神社に合祀されているので、父の墓地は空のままです。私は私が生きている間にどんなことをしても、父の遺骨を探し出し奉りたいと思います。子として当然で切実な願いを、必ず聞き入れて下さい。この裁判を通じて、あまりにも当然な遺族としての権利を認めて下さい。私の父は、靖国神社に名が記されている限り、それは追慕ではなく抑圧で屈辱です」と訴えました。

昨年の10月22日に27人の遺族が提訴しましたが、同種の裁判で最高裁判決が確定しているという厳しい中で、訴訟救助が却下される可能性さえありました。しかし、韓国の皆さんの全面協力の下でこれを乗り越え、訴訟救助を勝ち取り、この日の第1回口頭弁論を迎えることができました。裁判後の報告集会で、I・Hさんは「合祀取り消しは死んで神にされた人にはできない。生きている私たちが頑張るしかない。裁判が棄却されても、それは終わりではなく新しい闘いの始まりだ」と、新しい闘いの決意を表明されました。国と靖国神社は大部の答弁書を出しています。厳しい闘いですが、日韓市民の連帯の力でこれを一步一步突き崩していきたいと思っています。

ノー!ハブサ第2次訴訟第2回口頭弁論

2014年11月5日(水)午前11時

東京地裁103号法廷

合祀取消しを求める韓国人遺族を門前 払いした靖国神社

Y・H ●ノー!ハブサ訴訟支援する会事務局

ノー!ハブサ第2次訴訟第1回弁論の翌日の7月10日、原告のN・Yさん、P・NさんとI・Hさんらは靖国神社を訪問されました。O弁護士をはじめとする弁護団、支援者が同行しました。訪問の目的は、兄(Yさん)、父(Nさん)の合祀取消しを靖国神社に直接申入れることにあり

ました。このことは弁護団から事前に靖国神社側に書面で伝えていました。

ところが当日、靖国神社に到着した原告らを待ち受けていたのは、100名は優に超える制服・私服の警察官。靖国神社は遺族である原告を丁重に迎えるのではなく、警察に通報し、排除のための警備を求めていたのです。しかし、遺族原告らが靖国神社を訪れ、申入れを行うことには警察も何の手出しもできません。警察は原告らを通すばかりありませんでした。

しかし靖国神社の権宮司、警備員等は、原告らの前に立ちはだかり、「入らないでください」「帰ってくれ」等と言い、

立ち入りを拒んできました。原告に同行していた民族問題研究所のK・Yさん、O弁護士らが、「遺族の訴えを聴かないのは何故か」「事前に連絡してあったのに受け入れないのは不当だ」などと追及すると、「裁判係争中であるから会わない」「会う約束はしていない」と理由にもならぬ理由を持ち出し、頑なに拒み続けます。これにはYさん、Nさん、Hさんも激怒され、「兄の位牌、を見せろ」「勝手に合祀しておいて何を言うか」と声を荒げて社内に入れるよう求められました。これに対し、靖国神社側は「遺族

として参拝するというのであれば」と言い出しました。遺族原告はこんな対応を断固として拒みました。

最後は、原告の厳しい追及に押され、靖国神社側は「事前にきちんと連絡をもらえば、検討する」と言ってきました。

結局、この日は靖国神社に合祀取消しの申入れを受けさせることはできませんでした。しかし、原告は裁判で争うだけでなく、話し合いで合祀取消を迫っていく闘いを今後も続けていきます。

許すな靖国国営化・8.15 東京集会「日本軍『慰安婦』制度が問うていること」

H・T ●事務局

今年69年目の敗戦記念日を迎えたが、アジア諸国への侵略加害の歴史を隠蔽しようとする動向が更に深刻になる8月15日となった。安倍政権は今年に入ってから「河野談話には裏付けがない。特に官憲の関与について河野談話は事実と即していない」という筋書きを浸透させるため、2月には「河野談話検証チーム」を発足、検証報告内容によって「従軍慰安婦問題は韓国政府にいつも政治利用されてきた」という世論がますます創り上げられつつある。この論調に対して、講師のW・M氏（女たちの戦争と平和資料館（WAM）事務局長）は、戦後史の実態を次のように丁寧に解き明かされた。韓国政府自体は、従軍慰安婦の戦後補償に全く無関心であり続け、むしろ被害者たちは日本政府だけでなく、韓国政府からも裏切られ続けてきた。そして最近になって韓国政府が変わり始めているのは、ひと

えに市民たちの民主化への働きかけと、政府に訴え続けた市民たちの努力に尽きる！ 韓国政府の重い扉をこじ開けたのは、情報公開を要求し続けた市民たちの運動だった。

「戦後補償問題は1965年の日韓請求権協定の締結で解決済みである」という方針を頑として崩さない韓国政府（日本政府だけでなく、韓国政府も同じだった）に対して、粘り強く日韓協定の文書公開を要求。公開を拒否し続ける韓国政府に対して2002年に文章公開を求めて市民らが提訴し、2004年に原告側が勝訴し、政府は一部文書を開示した。続いて2006年に日本軍「慰安婦」被害者109名が、憲法裁判所訴願審判請求書を提出、2011年に憲法裁判所から「日本軍「慰安婦」被害者の賠償請求権が日韓協定で解決されたか否かに関する日韓両国間の解釈上の紛争を解決せずにいる政府の不作为は違憲だ」との判断が下された。これにより韓国政府は重い腰を上げて、賠償問題に取り掛かり始めたのである。いつでも解決に向かうのは、政府主導ではなく市民主導であること、そして今でも、戦時下での女性への性暴力が横行している現実の中で、このような市民や被害者たちの運動は、注目され、世界の多くの人々の希望となっていることを覚えた。

安倍戦争国家の『追悼』を許さない！ 8.15反『靖国』行動

S・D ●実行委

8月15日、政府は例年どおり「全国戦没者追悼式」を行い、その様子は天皇の「おことば」や首相の式辞とともに報道された。また、安倍首相は「靖国」参拝を見送り、「玉串料」奉納にとどめたが、多くの閣僚・国会議員による「靖国」神社参拝と同様、立派な政教分離規定違反であり、平和主義に反する行為である。新たな戦争を予感させる空間が作りだされた。

一方、それに反対する行動も、例年、複数行われている。そのうちの一つ、反「全国戦没者追悼式」と反「靖国」を掲げる集会とデモは、今年は「安倍戦争国家の『追悼』を許さない！ 8.15反『靖国』行動」として呼びかけ、集会220名、デモ250名が集まった。

集会は全水道会館で行われ、戦争体験者であり、敗戦後は教員として反差別・反戦の闘いに関わってこられたK・

Sさんのお話をうかがった。その後、実行委のA・Yが現在の状況的な分析と報告を行った。

集会後半では「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会、辺野古への基地建設を許さない実行委、安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京、「公安は天皇のための尾行をやめろ！」共同声明実行委、福島原発事故緊急会議、差別・排外主義に反対する連絡会、反安保実行委、「動き出した日朝交渉いまこそ国交正常化へ！」9.13集会実行委、許すな！靖国国営化8.15集会実行委（文書）、と次々にアピールを受けた。また、この訴訟の原告でもある、ドイツから来日中のP・Sさんも参加され、急きょ、特別にご挨拶をいただいた。沢山の抵抗する人々のアピールに勇気づけられてデモ出発。

デモは靖国神社の大鳥居が見えるあたりを通過して1時間ちょっとのコース。右翼と警察に暴力的に阻まれながらのデモは例年のことだが、今年もひどかった。しかし、参加者は「戦争で死ぬことを賛美するな」「戦争で死ぬことに感謝するな」「天皇制の植民地支配の責任を忘れない」など最後まで元気にコールを続けた。戦争国家が行う慰霊・追悼の問題について今後も訴えていきたい。

原告からの発言(2)

単立一宗教法人靖国神社

Y・H ●作家

戦前、靖国神社は「国体の精華の象徴」といわれ、歌にも「尽忠の雄魂を祀る、宮柱太く燦たり、ああ大君（天皇）のぬかずき（拝礼し）給う、栄光の宮、靖国神社」とうたわれて、臣下の功労者を祀った別格官幣社（全二七社）のうちでも、天皇の御拝を給う別格中の別格神社とされたものでした。それにこの神社は軍籍に在る者や軍関係者の戦没者のみを祀る軍事施設でした。軍籍に在る将兵は生きていたら昇級やら叙勲やらの賞与にあずかることが出来ます。けれども死んだ者はそういう論功行賞にはあずかれません。そのかわりといってはなんですが「靖国神社に神様として祀られ、至尊である大元帥陛下が直々に参拝して下さるといふ最高の榮譽を受けられますよ」というわけです。そんなことで、遺族がよく納得したものだなと思うかも知れませんが、戦前の天皇は神格視され、現人神の尊称が付けられたように神様扱いされていました。「その天皇が臣民の死者を神として祀り直々に拝礼して下さることは、よくよく名誉なことでありますよ」と遺族を納得させる心情的装置でもありました。当時の国民はそのように躡けられていたのです。そして、戦争指導者たちは国民に「日本は天照大神の血を引く万世一系の天皇が統治する神の国であるから、雑種民族の米英などには絶対に負けるはずがない」という意識を刷り込みました。

けれども一九四五年、大日本帝国は敗戦により連合軍（主として米軍）に占領されました。天皇絶対の国体なるものも否定されました。靖国神社も軍事施設と見なされ、廃棄されそうになりました。たまたま、その年の年末に占領軍司令部から「国家神道・神社神道廃止メモ」という命令が

だされ、靖国神社は国（内務省）の管轄からはなれて、民間の単立の一宗教法人靖国神社になりました。つまり靖国神社教という一宗教法人になることで存続が認められたのです。

ですから、それ以後、靖国神社は神として祀る死者を靖国神社側が自主的に選択できるようになったわけです。その結果、A級戦犯まで祀ってしまいました。それなのに一般の戦災死者には見向きもしません。そんなのは差別だろうといっても、受け付けてくれません。それは靖国神社の勝手なのです。更に靖国神社は「明治以来の大日本帝国の戦争は、決して侵略戦争ではなく、天皇の御心による聖戦であり、昭和の戦争も全て八紘一宇の顕現をはかる陛下の御心による自存自衛のための聖戦」という靖国神社史観を掲げています。そこでは大日本帝国の仕掛けた戦争によって犠牲になったアジアの人たちを無視してはばかりません。大体、大日本帝国が連合軍に降伏したことすら認めようとしません。ですから当然、A級戦犯を裁いた東京裁判も「勝者の奢りによる茶番劇」として否定しています。それがどれほど内向きのねじ曲がった歴史観であろうと、靖国神社の知ったことではありません。それは靖国神社の真意だからです。もちろん世の中には色々な宗教がありますから、靖国神社もそういう一宗教法人神社教の本山なのだと考えることができます。

けれども、それなら、民主国家の公職の最高位にある人たちが、公職を掲げながら、そういう一宗教法人の祭祀に関わること自体が憲法違反であることはいうまでもありません。

自衛官の命を思う

K・S ●浄土真宗僧侶

安倍政権により、戦後69年にわたる日本の平和主義が強引に閉じられた。まったくこの行き場のない怒りをどうしたらよいのだろう。安倍政権は第1次内閣より憲法改悪を狙って、まず教育基本法や国民投票法を次々と改悪していった。第2次になる今の内閣になって、憲法96条の憲法改正要件の緩和を試みたが、それではなかなか改悪ができないと知るや、集団的自衛権の行使容認という重大な現憲法の抵触事項を、国会の十分な審議も経ずに、与党による閣議決定でのみ強行してしまった。これは事実上の憲法改悪を達成したことと同じではないか。いったいこの政権は何だ。それでも日本は民主主義国家と言えるのか。

公明党・創価学会の自民党への迎合もすさまじい。公明党・創価学会にはいろいろな問題があるにしても、平和運動の団体という看板を持っていたのではなかったのか。

与党からの離脱を一度も試みることなく、最初から公明党・創価学会は自民党との「落としどころ」を探っていたことが報道でわかった。民衆の宗教と言いながら、民衆によって与えられた力を権力への追従に遣ってしまうことの醜さを、これほど感じたことはない。公明党は与党にとどまることよりも、民衆の願いに真摯に耳を傾けなければ、今後の未来はない。

私は始めから、護憲ありきではない。もちろん現憲法を守るために全力を尽くしているのだが、やはり憲法は人間の定めたことであり、改正要件が整えば、改正も可能になると思っている。それが仏や神によって定められている宗教上の規範や戒律とは根本的に異なる。だからこそ、改憲を言うなら、その手続きを厳重に行わなければならないのだ。

改憲手続きを経て自衛隊を海外の戦争に送り出すのではなく、一内閣の閣議決定だけで、自衛隊員の命を危険にさらして、本当に良いのだろうか。私は自衛隊員に聞いてみたい。国民的議論の果てに憲法が改正されて、自衛隊員が海外で命をかけて任務を遂行するのではなく、内閣の閣議決定だけで紛争地域に送り出されることに本当に納得しているのか。自衛官は沈黙を守っているが、全国民で議論されることなく、自民と公明の議員によって、こんな重大なことが決められてしまうことに、納得できるはずがないと思うのである。

現役そして退役した自衛官が、このことに抗議の声を上げて欲しい。国民的議論もせずに、自衛官に戦争をさせるなど！ 自衛官がその任務に命をかけることができるのは、

唯一日本国民の安全を守る、それ一点である。どのような事情があろうとも、アメリカや他国の戦争に命をかけるために自衛官になったのではないだろう。だからこそ、国民の後押しがなければ任務を遂行できないのである。

私たちは憲法を守り平和を守ること大切だが、この度の集団的自衛権の容認によって、今後戦地に赴かされるであろう自衛官の命を深く思いたい。

今年も暑い8月15日を靖国神社の境内で迎えた。参道では国粹的なアピールと、集団的自衛権歓迎の意見がかまびすしい。ここは決して平和を願う施設ではないのだ。

ここに祀られる人がもう二度と出て欲しくない、そう思うばかりである。

事務局からのお知らせ

■原告・支援者及び訴訟に関心を持たれている

皆様へ～資金ご協力をお願いいたします～

原告・支援者の獲得と共にカンパのご協力を何卒よろしくをお願いいたします。

■第2次原告応募締め切り延長のお知らせ

第2次原告応募締め切りを、8月31日(日)から9月30日(火)へ延長いたします。(第2次提訴は10月17日(金)です)

■原告・支援会員メーリング・リストへのお誘い

原告・支援会員メーリング・リストのご参加が少ないために、新たに参加を募ります。メールで状況に応じた情報を発信しています。ぜひご参加ください。

参加ご希望の方は

✉ noyasukuni2013@gmail.com まで

*なお、MLは以下の規則をもとに事務局が運営します。違反者には警告を与え、守らなければML参加者名簿から削除します。

- ①事務連絡のみとする。事務局はそれに対する応答のみ受ける。それ以外は受けない。
- ②参加者同士で論議をしないこと。

■活動日誌 (2014年5月～8月)

5・17 弁護団・事務局の靖国ツアー

5・22 弁護団会議

6・12 ニュース号外発送/第7回事務局会(相談会から改称)

6・25 弁護団会議

7・17 弁護団会議

7・24 第8回事務局会

7・28 関西靖国訴訟第一回口頭弁論。東京事務局からAが参加

8・1～2

第27回政教分離訴訟全国交流集会(金沢)。東京事務局からA、O、O、Z、S、弁護団からI、S、F弁護士が参加

8・21 日本の右傾化と靖国問題対応のための国際会議(ソウル)。東京事務局からA、Z、弁護団からK弁護団長が参加

8・29 ニュース2号発送/第9回事務局会

*8月の諸集会で、事務局メンバーが、ビラまきやアピールをしました。

■2014年度安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京会計報告 (2014年7月31日)